

令和3年度 第1回 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

開催日時 : 令和3年7月28日(水)
午後2時から午後4時
開催場所 : 川口市役所第一本庁舎
6階 601大会議室

■出席委員

加藤分科会長、剣持副分科会長、大石委員、菊池委員、佐藤委員、清水委員、吹上委員、布施委員、本橋委員、山南委員、若林委員、渡部委員

■欠席委員

鵜野州委員、竹田委員、田村委員

■事務局出席者

阿部子ども部長

子ども総務課：秋葉次長、加来課長補佐、岩田係長、仲田主任、堀田主事、鈴木主事補

子育て支援課：蛭名課長、高橋課長補佐

子育て相談課：横野課長

保育運営課：内田次長

保育幼稚園課：長澤次長、若松課長補佐、本木係長

青少年対策室：池沢室長

地域保健センター：中森センター長補佐

学務課：石田係長

生涯学習課：佐藤課長

■傍聴者：0名

■配付資料

次第

資料1-1、1-1参考、1-2 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

資料2-1、2-2 施設認可部会の開催状況について

資料3-1、3-2 土曜共同保育について

資料4 (仮称) 川口市子ども条例の検討について

1 開会

2 委嘱書の交付

埼玉県南児童相談所所長 菊池陽吾様

3 子ども部長あいさつ

4 児童福祉専門分科会長あいさつ

5 議事

議題（１）第２期川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

○事務局

資料１-１、資料１-１ 参考、資料１-２について説明。

○委員

資料１-１について、新制度未移行の幼稚園のお子さんの数が、令和６年度に向かって一律に減少し、それに比例して特定教育・保育施設の人数が増えている状況が見受けられる。この状況について、市としてこの計画上どのように見込んでいるのか。

○委員

第２期川口市子ども・子育て支援事業計画を立てた際の市の考えをご説明いただきたい。

○事務局

今後、市としては、新規の保育所の整備ではなく、既存の施設を活用した整備等によって保育定員の確保をしていきたいと考えており、現在、幼稚園から認定こども園に移行する際に活用できる補助制度を設けているところである。そのため事業計画の数字は、認定こども園への移行により保育定員を増やしていくという考えによるものである。

○委員

今、移行への支援ということで話があったが、先日、市内の未移行幼稚園に今後の移行計画についてのアンケート等をいただいた。私立幼稚園の中にも色々な考え方があるかもしれないが、認定こども園への移行を考えている幼稚園は、以前よりは少なからず多くなっている印象がある。

しかし、実際に移行となると色々な法的な条件をクリアする必要があり、現状の幼稚園の施設を並行して使用しながら、移行に必要な環境を整備していくというのはなかなか難しいと思う。そういった面で、市独自の補助制度等を設けて支援をしてもらえているところなので、今後引き続き、支援していただくとありがたい。

○委員

市のほうでもバックアップしていただき、スムーズな移行ができればよい。

○委員

現在、保育園の０歳児の入所枠にかなり空きが出ており、各園とも大変頭を悩ませている。状況として仕方ないと思っているが、実際にこれから計画通りに行くのかどうかは難しい中で、子ども・子育て支援事業計画の見直しをする予定はあるのか。それによって、おそらく各年齢の定員変更を考える事業者・施設等も出てくるのではないかな。

○事務局

新型コロナウイルスによる影響については想定外ではあったが、状況を見ながら、中間の見直しも必要ではないかと考えている。

○委員

新型コロナウイルスの影響で実施できなかった事業があるという話だが、そのしわ寄せが子どもの現状や発達に向かっているといけないと思う。子どもの問題や家庭の問題が、表に出ないままの現状を現場の先生方は肌で感じているのではないか。例えば、児童相談所で色々な事業を計画していたが、事業が実施できないことにより、家庭で孤立しているという現状はあるのだろうか。

○委員

新型コロナウイルスの影響は色々なところで聞かれるが、児童相談所自体はコロナ禍だからと言って極端に変わっているわけではない。影響が全くないというわけでもないと思うが、一時保護所等で預かっている子どもが常に飽和な状況というのも変わらずある。正直、現場の中では多少訪問等は拒否されたが、影響はあまりない。

○委員

例えば 11 ページの地域子育て支援拠点事業で、「一定期間は施設を閉鎖し、その後も入場者数を大幅に制限」とあるが、利用したいが制限されていて利用ができなかった方々はどの程度いるのか。ここで出ている数字というのは対面で実際に行った数字だと思うが、現在、Web を活用した取り組みを始めている市町村もあるので、その点が気になった。

○委員

地域子育て支援拠点事業が増設されて全体で 58 か所になったということだが、市の方で利用を制限した人数の中に、実際は利用したかったがおやこの遊びひろば等に参加できなかった人の割合はどれぐらいか。
その対応策として、Web などでの相談や呼びかけ等の実施はあるのか。わかる範囲で良いのでお答えいただきたい。

○事務局

例えば子育てサポートプラザ、子育てひろばポッポ、南鳩ヶ谷地域子育て支援センター、各公民館で行っているおやこの遊びひろばの令和 2 年度の利用者数については、令和元年度の利用者数の約半数を少し下回る程度であった。
おやこの遊びひろばについては、「オンラインおやこの遊びひろば」ということで、Web を使った講座等を実施しているところである。

○委員

今後、そういった活動をしているということを資料に挙げてもらえると、新型コロナウイルス対応としてこのように展開しているということが分かる。可能であれば何か所で何人を対象に行ったという記載があると、単にコロナ禍でできなかったという話にはならないと思うが、いかがか。

○事務局

ご指摘の通り、今後そのような形で反映できるように、検討していきたいと思う。

○委員

ZOOM 等は、IT 環境が整っていないために利用したいができないという方が出る。大学の授業でも、Free Wi-Fi が使えないために参加できないという学生への対応があった。それについて川口市としては何か考えていることはあるか。

○事務局

家庭でオンラインおやこの遊びひろば等を利用したくてもできないという方に対して、現在川口市独自で行っていることはないが、その視点は大切であると考えている。

○委員

資料の 1-2 で、3～5 歳の数字は 1 号認定・2 号認定の教育ニーズ・保育ニーズと分けて表記されているが、資料 1-2 の 5 ページの一時預かり（未就学児）では、①1 号認定による利用と、次のページの②2 号認定による利用と分けられている。新 2 号認定を受けて預かり保育を利用している子どもは、資料 1-1 でいうと 1 号認定の子どもの数に含まれているのか。人数の計上の仕方を教えてほしい。

○事務局

資料 1-1 において、例えば 2 号認定教育ニーズのうち、特定教育・保育施設と新制度未移行の幼稚園の中央・横曽根のところを見ていただくと、75 と 140 とある。75 の方は認定こども園の 2 号認定の保育部分の数字であり、140 というのは、市の私立幼稚園長時間預かり推進事業の受入枠である。資料 1-1 の中では、幼稚園で新 2 号認定を受けて預かり保育を受けている子どもは、長時間預かり推進事業の受入枠以外は 1 号認定の中に含めて考えている。

○委員

5 ページと 6 ページに記載されている幼稚園・認定こども園の一時預かりの利用数は、いずれも 1 号認定の子どもの利用数で良いのか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

幼稚園の一時預かり（2 号認定による利用）という 6 ページの数字は、認定こども園ではない幼稚園で 2 号のお子さんを預かっているということなのか。

○事務局

6 ページの 2 号認定による利用とは、幼稚園を利用している子どものうち、新 2 号認定を受けて預かり保育を受けている子どもということである。

○委員

新型コロナウイルスの影響により保育施設の利用者が減ったことで、利用子どもにとっては以前より手厚い保育を受けられている可能性もあるのではないかと思います。前回の専門分科会で、コロナ禍で良かった点として、今までは先生 1 人が担当する子どもの数が多いという状況だったが、出席する子どもが減ったことにより、潤沢な保育ができたという話があった。川口市では保育園をたくさん作っており、今後子どもが減って出産数も減って保育園はそのままとなると、子どもの数を定員より少なく保育をするということになるが、国の基準が変わらない限り、これまでと同じ 1 対多数の基準で保育をするのか。川口市としての考えを聞きたい。実際に、先生の数に対して、子どもの数は少なくなっているのか。もし委員の中でわかる方がいれば、教えていただきたい。

○委員

川口市保育連盟という団体で話し合っている中では、昨年 4 月の緊急事態宣言の時には、かなり大幅に子どもが減少したという状況ではあった。しかし、その後まん延防止等重点措置が始まった時点では、子どもにはあまり感染しない、感染したとしても重症化しづらいという話が出ていたこともあり、施設の方から休園願いはしない形となった。そうしたところ、基本的に子どもの数が大幅

に減るということではなく、平常通りの登園数となったため、まん延防止の中では子どもの数は減っていない現状である。実際に預けることが不安ということで、園に通っていない家庭もあるのではないかという話もしていた。

○委員

何か川口市の方で付け加えることはあるか。

保育園の休園や事業の中止等を市で判断していると思うが、現場でクラスターが発生して休園というような対応は今のところはないのか。

○事務局

保育所でも新型コロナウイルスの陽性者が出てきているため、そういった場合は臨時休所という扱いをしている。保健所の調査・判断のもと、休所やその後の開所をどのようにするか判断は、事業者と相談しながら決めている。

○委員

休園した場合、元気な子どもたちはどうするのか。自宅待機をするのか。

○事務局

川口市としては、感染拡大防止対策として、休園した場合は自宅で待機してもらっている。事業者に対しては、保健所の調査結果を受け、感染が広がらないように対策するよう求めている。

○委員

小学校の学級定員の見直しが行われ、数年の間に35人学級にしていくということで動き出している。幼稚園は現在も1学級35人の定員であり、保育園は4～5歳は30人まで1クラスが最低基準となっているが、小学校が35人学級ということで動き出していけば、今の幼稚園や保育園の基準をどう見直していくかという課題が当然出てくる。去年の4月に緊急事態宣言が出たとき、私が園長を務める保育園で何が起こったか一例をお話する。

まず、子どもの数に対して、保育士の数が非常に豊かになった。例えば、今まで1歳児クラスは4人に対して1人、2歳児クラスは6人に対して1人となっていたが、基準以上に手厚く保育士を配置できた。また、障がいを持っている子どもを含めた子ども同士の関係等、今まで見ることはできなかったところも見ることはできた。そうすると今の日本における保育士の配置基準はこれでいいのかと、当然問題にされなければならないと私は思っている。例えば、新潟では1歳児保育を3対1で行っている。このことは少し前にも話したが、充実した保育を地方自治体によってもできるということである。将来を担う子どもたちの発達を保障する意味で、基準というものをどういう形でもう一度見直すかという課題は当然あるだろう。このことを踏まえて、今後児童福祉専門分科会でも話題にしたい。

○委員

事務局いかがか。

○事務局

貴重なご意見感謝する。おっしゃる通り、新型コロナによって社会情勢が変化している。生活の様式が変化していく中で、お子さんがいる方は本当に苦労しているかと思う。今までの基準で行っていた保育が、新型コロナによる利用減によって手厚くでき、その方がお子さんにとってもよいのではないかという意見もかなり出ているというのは聞いている。川口市としても国の情勢等を注視し、本日のような機会で見解を賜りながら考えていきたい。

○委員

現在のコロナの状況は一時的なものであると思う。保育の状況が手厚くなったということだが、コロナが収まれば登園数も元に戻るだろう。川口市は住みやすい街ということで選ばれて、若い世代も減ってはいないと思う。したがって子どもも極端に減るわけではないと考えると、やはり手厚い保育というのはかなり厳しいのではないかと考える。手厚い保育となると、保育士が東京都に比べて集まらなないと昨年度話が出たかと思うが、そうすると賃金を上げなければならないだとか、かなり行政として負担が増えてくると思う。

○委員

(1)の議事については以上とさせていただく。

議題（２）施設認可部会の開催状況について

○事務局

資料 2-1、2-2 について説明

○委員

公立保育所が川口市では減ったのではないかと聞いているが、どうなのか。また公立保育所というのは、川口市の方針が色濃く出ると思うが、減ったことにより影響等はあるのか。

○事務局

公立保育所は、今年度から 1 か所が休所している。

○委員

(2)の議事については以上とさせていただく。

議題（３）土曜共同保育について

○事務局

資料 3-1、3-2 について説明

○委員

要綱案第 7 条に保護者からの費用徴収は原則として認めないとあるが、徴収の可否についてはその都度判断するということか。

○事務局

給食費、教材費、オムツ処理代などを保護者から追加徴収することは認めないこととしているが、延長保育についてはこの限りではない。

○委員

説明にあった実施要綱の中に具体的な保育時間に関する記載がない。第 6 条の設備運営基準の中に入るため記載していないのだろうと思うが、土曜共同保育を実施する際には保育時間を何時までにするか重要になる。川口市においては、資料にある実施概要において「土曜開所時間」という欄があるため、ここで保育時間を判断するようになると思う。川口市の場合、保育所は原則 11 時間開所が基本になっているため、共同保育についても 11 時間開所というのを事業者に対して伝えることが必要だと考える。

自分が園長を務める保育園では、2 つの保育園で共同保育を実際に行っており、120 名規模と 90 名規模で、合計 200 名を超えるが、利用している子どもは 18～20 名ほどである。つまり土曜日の利用者というのは非常に少ない。こうした状況を踏まえ、厚生労働省が土曜日を共同保育にして保育士を休ませるためにこの制度を設けたわけであるが、以前、土曜に保育を行う保育士の勤務日数は、1 人当たり年間約 20

日から 25 日だったが、土曜共同保育を実施することで年間 10 日ほどとなり、半分以上に変わった。働き方が非常に大きく変化するという意味では、この制度を推し進めた方が保育士にとってプラスになるため、是非進めていただければと思う。

○事務局

保育時間については、指摘のとおり要綱の中に明記されているものではないが、そのあたりも改めて明確にするか否か検討する。

○委員

共同保育を実施するにあたり、民間に通っているお子さんが、公立の保育所に通うことはできるのか。保育士もそのように移動するのか。

○事務局

川口市としては、民間の保育所が共同保育をする場合を想定している。公立が関わるのは難しいと考えている。

○委員

民間同士でということだが、現在利用している園から遠くに通うという距離的な問題が発生する可能性があると考えてよろしいか。

また、土曜日の利用者数などにより、月単位で通う園が変動するのか、それとも 1 か所に固定するのか。通う園が遠くなったために、職場との距離の関係上どうしても延長保育を利用することになってしまい、利用者の費用負担が大きくなるという問題が発生するのではないか。そのあたりのシミュレーションはしているのか教えていただきたい。

○事務局

距離については、利用者に不利益が生じるのはよくないため、あまり遠い距離での共同保育というのは難しいと考えている。今回示した要綱でも市との事前協議を必要としているため、そのあたりは事前協議の際に相談していただくという形で考えている。月単位で実施施設が変わるかどうかという点については、できる限りお子さんの保育の環境を一定にした方が良くと考えているため、事業者間で土曜共同保育を実施する施設が決まった場合には、事業者間で決めた 1 か所で保育を継続していただきたいと考えている。

○委員

今まで保育士の質について議論があったが、このようにお互い助け合っていくことによって保育士の負担が軽減され、休暇が取りやすくなる。それによって精神的・体力的にゆとりができると、おのずと質の向上にも繋がると思う。この制度はとても素晴らしいと思う。

○委員

土曜共同保育を取り入れる判断をした市の皆様に感謝申し上げる。さいたま市では既に実施されているということだが、埼玉県内で実施している自治体が少ない中で実施するためには、それぞれの法人が考えを持ち、保護者の同意を得なければならないため、実際にはハードルが高いように思う。しかし、このように選択肢ができるということは、現場としてとてもありがたいと思っている。

運営費について、実施園と依頼園ともに土曜日に預かる子どもがいなければ閉所扱いで計算されるという規定になっていると思う。では、実施園が、実施園の利用者はいないが依頼園の利用者がいるために開所しているという状況で、実施園に関しては国から示されている通り閉所扱いになると思うが、依頼園も閉所扱いになるのか。

○事務局

国では、依頼園は開所扱いになるとしているため、川口市としても同じように考えている。

○委員

保育施設を運営する方々に質問する。同じ法人同士で実施する場合は何も弊害がないと思うが、異なる法人の園と共同保育を実施するときに、保育士同士が交流することが考えられる。お子さんも保護者も違う園に通うことによって、良い所と悪い所が見えてくると思う。そういった弊害等は考えているのか。

○委員

やはり普段と違う場所でお預かりするということで、子どもの情緒の安定等を考えると不安な要素がある。資料にもあるようにアレルギーの情報がきちんと共有できるのか、また家庭環境の中で事情があって保育の仕方に制限があるなど、おそらく課題が出てくると想定している。しかし、十分に協議を行うという部分と第 6 条第 3 項に記載されている通り、必ず依頼園の保育士が実施園に赴くということで、子どもの環境を理解した上で預かることになるため、もちろん十分に協議をすることが前提にはなるが、おそらくクリアできるのではないかと考えている。

○委員

交流するという良い面もあるが、例えば保育士が結果的に異動してしまうこともありえるのではないかな。

○委員

同じ法人同士だと理念も目標も目的も同じであるため、保護者も安心して預けられる。しかし、違う法人同士だと、渡部委員からも話があったが、ハードルが高くなると思う。この要綱の中には大事なことはきちんと盛り込まれているため、これでやれないことはないかと思うが、やはり顔が見える関係が保育園同士であるかどうか、これが非常に重要な視点になるのではないかな。さいたま市内でも同じ法人同士で共同保育を実施しているところがほとんどのため、違う法人同士での実施はないと思う。これからどのように保育園同士の関係を作っていくのかということが大事である。

もう 1 つ、資料の中にもあるがこの同意書をどのような形でとるか。この中では実施園と依頼園のすべての保護者からとるとされている。これについて、自分が園長を務める園では共同保育についてだけの同意書はとっていない。重要事項説明書の中に、共同保育自体の実施は年度ごとに変わるということを含めて記載している。重要事項説明書については同意を必ず取らなければならないため、こちらで同意が得られれば、共同保育についても同意したと判断する。土曜共同保育のために特別に同意書をとるのではなく、何かと一緒に同意書をとる方が運用しやすいのではないかな。

○事務局

保護者の同意については、今お話があった通り、重要事項説明書の中でとる形でも足りると考えるため、内容についてまた検討させていただく。

○委員

当事者間で必ず同意書をもらうこととするということか。

○事務局

そのとおりである。どのような形であれ同意は必要だと考えているため手続きをどのようにするかは今後検討する。

○委員

仮に土曜共同保育が広がったとして、第 3 条に記載されている事前協議書を共同保育実施の月の前々月の末日までに提出するというのは、必要だとは思いますが、実施までの期間がずいぶん長すぎるのではないかなと思うがどうか。

○委員

実施要綱の第 1 条に「保育の質を確保した上で」と書いてあり、他にも似たような記載があるが、どれも抽象的だと思う。私は施設認可部会にも関わっているが、中には保育計画が杜撰な保育園もあり、保育士の人数がそろっていれば保育の質が良いと考えてしまわないためにも、保育の理念や計画の位置づけ等

を保育所同士で確認していただきたい。事前協議の書類を提出する際、保育の全体的計画も添付するようにしていただきたいがいかがか。保育の質というのは内容であると思うため、人数や場所を整えるだけではないという旨を示していただきたい。

○事務局

現在提出していただきたい書類として、26 ページから 30 ページに示しているが、30 ページには実施体制として、より細かい部分まで記載してもらうことになっている。計画については提出を求めているものではないため、内部で検討させていただきたい。

○委員

やはりきちんとした枠組みの中で子どもが保育されていることで保育の質は担保されるものだと思うっており、きちんとした理念がある中で保育されているからこそ、相手の園にも子どもを預けることができると思う。市の方で質の担保という面を意識していただきたい。

○委員

預ける親側とすれば、近隣の保育所同士で共同保育を行ってもらえると助かると思う。そのためできるだけ市の方から働きかけをお願いしたい。

○委員

(3) の議事については以上とさせていただく。

議題（４）（仮称）川口市子ども条例の検討について

○事務局

資料 4 について説明。

○委員

近年児童虐待の増加や、子どもの貧困が問題になっているとあるが、このような情報はどのように伝わってくるのか。その情報に具体的にどう対応しているのか。

○事務局

児童虐待の増加については、事前に防げなかったのかなど色々な話があるが、市の子育て相談課、児童相談所、警察がお子さんの所属する学校等と連携しながら、児童虐待を 1 件でも減らせるようにと努力している。子どもの貧困というと子どもだけに目が行きがちだが、家庭の貧困等もバックボーンにある。そのため、そのような相談があれば、例えば生活保護に関連する部署に繋げたり、子育て支援課で各種手当の案内をしたりと、関係機関と情報共有を図り、貧困に陥っている方の声が届くような体制をとりながら日々相談業務に従事している。

○事務局

市の取り組みとして、ひとり親世帯、生活保護世帯、就学援助世帯などを対象に、市内 10 地域において、子どもの生活・学習支援事業という事業を行っている。

○委員

民生委員・児童委員としても、実情が把握できないような案件が非常に増えている。

困難な状況にいる人を見つけることが、元々住んでいる民生委員でもできないのが現状である。この子ども条例の中で、「誰一人」というのがキーワードになると思う。民生委員や福祉関係の方と話していると、市が把握できる範囲の方は支援ができるが、問題の根本になるのは行政が把握できない方々であるという話が出る。そのため、原因の根本となるのをどのように把握をするかが、本当に一人も取り残さずに支援ができるかということに関わってくる。検討委員会の構成委員の方に役職の名前が記載され

ているが、住民や税担当など、子どもとあまり関係していないようなところにも参加していただいた方がよい。

子ども食堂をはじめ、NPO 法人で活動している方も多く、私たち児童委員も手伝いに行っている。そうすると実情がよくわかって、支援が必要な方が見つかる。横の繋がりで把握ができるように行っているため、民間で活躍している方々にも入っていただければ、実情がわかるのではないかと思います。いずれにしても対象の把握をどのようにしていくかが、解決のポイントとなってくると思う。

私も勘違いしていたが、昨年新型コロナが拡大し、ZOOM を活用して色々な活動をしようにしたら、保護者の方が ZOOM またはパソコンを家庭で触る機会があまりないことが分かった。先ほどの議題で ZOOM の話が出たかと思うが、実は ZOOM 会議は時間のかかる手法なのではないかと思う。子育てをされている方に対しては、ZOOM 等のリモート会議はもしかするとまだ有効な手段ではないかもしれない。ただ環境として整えていくことは社会として当然必要なことだと思う。

○委員

貴重な意見感謝する。やはり緊急性が高く対面で直接援助していかなければいけない世帯に対しては、地域に根付いている方の意見を入れて子ども条例を作らないと、今の川口市の状況に合った「誰一人取り残さず」という条例にはならないのではないかという意見だった。

○事務局

色々な方から話を聞くことは非常に重要なことであると考えている。今回新設を考えている（仮称）川口市子ども条例の検討部会の構成員については調整中だが、各方面の方に入っていただきたいと考えている。横のつながりも大切であると思っているため、ネットワーク化なども視野に入れながら、条例の中でどのようなことを柱にしていくかも併せて検討する。

○委員

小中学校とも、児童虐待・貧困・食事をしっかり食べさせてもらえない生徒等がいるかと思う。現状では市の子育て相談課、児童相談所、学校で連携をとっている。例えば、家庭訪問は子育て相談課に依頼している。ただ、その日は何とかなっても、また日が経つと元に戻ってしまうというとても歯がゆい思いをしている。取り残されている子どもたちのために、法律ではないが、実効性のある条例になれば助かる。子育て相談課にしても児童相談所にしても一生懸命やっているとは思いますが、法律の規制や人数の不足の関係で救えない子どもがいると思う。ぜひ実効性のある条例になることを期待している。学校からの子どもたちの情報は子育て相談課にも伝わっていると思う。学校が一定のラインまで動いたら子育て相談課で家庭訪問をするなど、学校と行政で連携を取っているため、繰り返しになるが、是非実効性のある条例にしていきたい。

○事務局

学校に所属していれば所属している学校から通報をいただき、ケースバイケースになるが、児童相談所と連携しながら、虐待案件があれば 48 時間以内に安否確認をする。なおかつ、必要な行政サービスを案内し、様々な行政の手が行くように、終結するまで根気よくケースワークを行っている。体系化するためにも子ども条例が必要なのではないかと思います。内容については身のあるものにできたらと考えている。

○委員

「誰一人取り残さず」とあるが、例えば外国の方について、日本に居住権があって仕事をされて普通に家庭生活を営んでいる方は問題ないが、そうでない方もいるため、そういう人たちは入っているのか。

虐待・ネグレクトの患者は小児科にも来る。そして児童相談所にもお世話になっている。私が専門にしている NICU もそういった患者さんが多いため、今後新設される検討委員会に、できれば私以外の現役の小児科医または NICU の責任者等を 1 人入れていただけるとより具体的な話ができるのではないかと思います。先ほど ZOOM などの話が出たが、今、学生でもパソコンを持っていない生徒もいる。限度はあるが、スマートフォンでもやり取りができるため、そういったものを使えばかなり欠点が補えるのではないか。

先ほど、コロナ禍で利用者がだいぶ減ったという話があったが、今年の 3 月くらいまで病院もそうだった

た。コロナは相変わらず勢いを増して流行しているが、少しずつうまく生活する術が身についてきたため、利用者が減った際の計画ではなく、コロナがなかった頃に策定された資料を踏襲していけたらと思う。

○事務局

まず 1 点目、外国人の子どもがここに含まれるのかどうかという質問だが、当然に市内に住むすべての子どもたちに対するものと考えている。

2 点目の検討部会の構成員として小児科の医師に入っていただくという視点は抜けていたと感ずるため、時期なども相談させていただきながらご意見をいただきたい。

○委員

「誰一人取り残さず」というスローガンのもと条例を策定するところは、本当に川口市の子ども子育てに対する思いを感じている。川口市民として、川口市で事業を行っている者として、本当にうれしく思う。

子ども条例検討委員会と子ども条例検討部会という 2 つの委員会を設置されるということだが、共同で素案を作成するとなっているため、わざわざ 2 つに分ける必要があったのか。2 つに分けた意図があるなら教えていただきたい。

構成委員が決まっていないということだったが、委員を選考する際には現場の声を反映できるような人選をしていただけたらと思う。

○事務局

庁内でも情報共有をし、共通認識を持つため、まずは庁内での検討委員会を開かせていただきたいと考えている。案は共同で作成となっているが、ある程度の形は庁内の検討委員会の方で作成し、検討部会に提出させていただく予定である。今後の進め方に関しては今後検討させていただきたい。

○委員

私たちは「子ども広場 エンジ」というものを行っている。退職した教員たちが中心となり子ども食堂とも連携して活動している。現在はコロナの影響もあり、子どもにお弁当を持たせている。私たちは定期的に勉強やキャンプ等のイベントを行っている。川口市内 2 か所で行っているため、色々問題のある子が来ても対応に慣れている。民間企業の方、フードパントリーの方とも協力して実施している。

色々な方々が自分たちの体験を踏まえて子どもたちのために何かやろうと考えたら行動ができると思う。地域の人の活用というのも大事なのではないかな。

○委員

(仮称) 川口市子ども条例はいつ頃完成の予定なのか。

○事務局

来年度中には策定したいと考えている。

○委員

先ほど保育の質について話題になったが、私がさいたま市の私立保育園協会の会長を辞める前に、きちんと保育の質に関するガイドラインを作った方が良いと感じていた。保育所保育指針の解説書という形ではなく、どの保育士もどの保護者も、これを見て保育の質というのはこうなっているのかとわかるように作った方がいい。見本になるのは世田谷の保育の質のガイドラインである。

(仮称) 川口市子ども条例を作っていくときもそうだが、今の時代に何が求められているのかと考えたときに、学生や母親たちの仕事がない日本の社会の中で、子どもが本当に大事にされるような仕組みを作り上げるため、総合的な視野を持ちながら個々の分野で活動できるような子ども条例が必要だと思う。6 月 5 日に埼玉新聞が出した記事に 2020 年に生まれた子が全国で 84 万人、埼玉県の特生出生率が 1.26 というデータが出ていた。この数字は全国の平均より低い。ベビーブームの頃に 200 万人だった出生数が 84 万人になった背景とは何なのかを考えたときに、教育費、虐待、生活困難など様々な状況とともに、

晩婚化して出生数が減少しているという背景もある。

もう 1 つ、6 月 12 日に朝日新聞が出した記事で、日本では子どもを生み、育てづらいというものがあった。子どもを産み育てやすい国と思うかという質問に対して、61.1%の日本人は「そう思わない」を選択し、非常に高い数字が出た。フランスは 17.6%、スウェーデンは 2.1%であった。つまり、日本は飛び抜けて子どもを産み育てることが厳しい国だという結果になった。川口市がこれからやろうとしている子ども条例の背景を分析することは、何が今足りないのかを考える良いきっかけになるのではないかと思う。絵にかいた餅ではなく、川口市独自で、実りのある、子どもにとって大切なものをどう作っていくかということが大きな課題になるのではないか。

○委員

(4) の議事については以上とさせていただきます。

議題（5）その他

○事務局

議事（5）その他について説明。

○委員

それでは、本日の議題は全て終了する。

○事務局

以上をもって、令和 3 年度第 1 回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会する。